

(対大臣・**副大臣**・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
城井 崇 議員(国民)

1問 法科大学院在学中受験資格について、誰がその導入を決定したのか、法務副大臣に問う。

### [在学中受験に関する検討の経緯]

法務省では、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、関係機関と連携しつつ、多数の有為な人材が法曹を志望することに向けた様々な取組を進めてきた。

そのような取組に関連し(注1)、司法試験制度については、昨年7月の与党文科・法務合同部会において、法曹志望者の経済的・時間的負担の更なる軽減を図るための方策として、法科大学院改革(注2)を前提として、法科大学院在学中受験の実現を含む司法試験制度の見直し(注3)を早期に行うべきとの指摘がされたところである。

### [結論]

法務省において、この点について、法科大学院在学中受験を認める必要性・合理性や、それを実現する場合の具体的制度の在り方等の様々な観点から、法科大学院に関する集中改革の取組を進める文部科学省と連携しつつ、鋭意検討を行い、法科大学院在



学中受験の導入を含む今般の改正法案を立案し、政府として法案を閣議決定した上で、国会提出に至つたものである。」

(注1) 法曹養成制度改革推進会議決定に掲げられた検討課題には、司法試験受験資格の見直しは含まれていない。

(注2) 中教審法科大学院等特別委員会において、昨年3月、法学部に「法曹コース」の設置を奨励し、学部3年修了時に法科大学院に進学できる仕組みを明確化するなどの基本的な方向性が取りまとめられた。

これに沿って、文部科学省において、関係法令の改正も含めた具体的な検討が進められてきている。

(注3) 司法試験の受験資格は、現行司法試験法により、  
①法科大学院の課程を修了した者、又は、②司法試験予備試験に合格した者、とされている

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・**副大臣**・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
城井 崇 議員(国民)

**2問 法科大学院在学中受験資格を導入した趣旨・  
内容について、法務副大臣に問う。**

[前提：現行の司法試験受験資格]

現行司法試験法では、司法試験を受験することができる者として、①法科大学院を修了した者、②予備試験に合格した者の2種類が司法試験受験資格として定められているところである。

[法科大学院在学中受験資格導入の趣旨]

本法案においては、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提として、更なる時間的・経済的負担の軽減を図るため、法科大学院課程の修了を待たずして早期の司法試験受験を可能とする法科大学院在学中受験資格を、新たな司法試験受験資格として認めるものである。

これにより、現行では法科大学院修了後に司法試験を受験し、合格した場合でも、司法修習開始まで約8か月間の無職の空白期間(ギャップターム)が生ずるが、この期間が短縮又は解消されることになる。



## 〔法科大学院在学中受験資格の内容〕

新たに認める在学中受験資格を取得するためには、

- 法科大学院在学中の者であって、
- 所定科目単位を修得し、かつ、一年以内に法科大学院課程の修了見込みがあることにつき、当該大学の学長の認定を受けること

を必要としており、今回の法案が成立した場合に今後見直しが行われる新たな法科大学院教育課程に沿って着実に学修した者であれば、法科大学院最終年次に受験資格を取得することができるような運用を想定している。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
城井 崇 議員(国民)

3問 司法試験について「決められた一定数を合格させる試験ではない。」との法務省の答弁は、法科大学院入学者の定員を管理する旨の文部科学省の答弁と矛盾するのではないか、法務副大臣に問う。

[推進会議決定で示された法曹の輩出規模]

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、今後、新たに養成し、輩出される法曹の規模として、「1500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」こととされている。

[法務省の答弁]

司法試験委員会においては、この推進会議決定を踏まえつつ、毎年の司法試験の合格者を決定しているものと承知しているところ、司法試験の合格者は、あくまでも、実際の試験結果に基づいて、司法試験委員会によって決定されるものであって、「あらかじめ決められた一定数を合格させる試験でない」旨の法務省答弁の趣旨は、これを御説明したものである。



〔文部科学省の答弁〕

そして、ご指摘の文部科学省の「法科大学院入学者の定員を管理する」旨の答弁も、同じく、推進会議決定で示された法曹の輩出規模を踏まえた対応として述べられたものと考えられるので、法務省の答弁と文部科学省の答弁は、何ら矛盾するものではない。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

**更問1 司法試験委員会では、推進会議決定をどのようにして把握し、どのように踏まえて、司法試験の合否を決定しているのか。**

司法試験の合格者については、実際の試験結果に基づいて、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力の有無の観点から、司法試験考查委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定しているものと承知。

御指摘の推進会議決定の内容については、司法試験委員会及び考查委員に対し、それぞれの会議の機会をとらえるなどして、事務局を通じて適切に報告がなされているものと承知。

司法試験委員会及び考查委員においては、推進会議決定等において示された合格者数に関する意見等を共通の理解とした上で、適切に合格者の決定等を行っているものと認識。

(但し、考查委員会議は非公開とされている上、判定に際していかなる事項をどの程度考慮するかは個々の考查委員に委ねられているので、判定の根拠を一義的に説明することは困難である。)】

更問2 司法試験を法務省が、法科大学院を文部科学省がそれぞれ所管している以上、法科大学院の定数を定めても、結局意味はないのではないか。

法科大学院の定員管理の具体的な内容については、文部科学大臣において、法曹養成制度全般を所管する法務大臣との協議を経た上で行われることが想定されている上、前記推進会議決定を法務・文科両省が共通の理解とした上で、さらに連携をはかっていくこととしているので、法科大学院の定数管理には、合理性があり、かつ十分な意味があると考えている。」

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委 司法法制部 作成  
城井 崇 議員(国民)

4問 法科大学院在学中受験資格により司法試験に合格したが、やむを得ない理由で法科大学院を修了できなかった場合、司法修習生となることができるのは不当ではないか、法務副大臣に問う。

[法科大学院修了を要件とする趣旨]

現行法上、司法修習生は、「法科大学院課程を修了した者又はこれと同等の学識等を有することを判定する予備試験に合格した者であって、かつ、司法試験に合格した者」の中から採用することとされている。

今般の法案により新たに導入する在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者についても、

(先ほど述べた) 法科大学院課程修了後の司法試験合格者等と同様の能力及び資質を備えていることを確保する観点から、司法修習生として採用されるための要件として、法科大学院課程の修了を要件としているところである。

[結論]

そうすると、在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者については、その後、法科大学院

課程を修了しなければ、司法修習生として採用されないこととなる。

これは、①（先ほど申し上げた）法科大学院課程修了資格により司法試験を受験・合格した者との均衡という観点からも、②法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度を適切に機能させるこという観点からも、必要な制度設計であると考えている。

（なお、在学中受験資格で司法試験を受験し、合格した後に、やむを得ない事情により、法科大学院をその年度に修了することができなかつたとしても、留年等により、翌年度以降に当該法科大学院の課程を修了することによって、司法修習生として採用されることは可能である（注）。したがって、在学中受験資格で司法試験を受験し合格した者にとって、過度に酷な結果になるものではないと理解している。）

（注）在学中受験資格により司法試験を受験・合格した者であっても、その後に法科大学院課程を修了せずに中退等した者については、プロセスとしての法曹養成課程を経ていないから、司法修習生となることができないとしてもやむを得ないと考えられる。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
城井 崇 議員(国民)

5問 予備試験を模擬試験として学生が受験している実情について、法務副大臣に問う。

### [予備試験の受験状況]

直近の平成30年の司法試験予備試験の受験状況によると、

- ・予備試験受験者11,136人のうち、  
予備試験出願時、すなわち、予備試験受験の前年度時点での自己申告に基づく属性として、
- ・大学生が、3,216人

(受験生に占める割合・28.9%)

- ・法科大学院生が、1,350人

(受験生に占める割合・12.1%)

となっている。

したがって、予備試験受験者のうち、出願時の属性として、大学生又は法科大学院生である者が合計で約4割となっている。

### [予備試験の受験動機の分析]

大学生又は法科大学院生である者が予備試験を受験している動機や目的は必ずしも明らかではないが、法務省が平成28年に司法修習生を対象として実施した予備試験に関するアンケート調査では、予



備試験を受験した理由として、「経済的余裕が十分ではなく、法科大学院を修了した上で司法試験に合格することが困難であると思われたから」との回答を選択した者もいた反面、「自分に適性があるか見極めたり、実力を試したり、司法試験の雰囲気を掴むために有効であると考えたから」との回答を選択した者も多数に及んでおり、（御指摘のように）実力を試すために予備試験を受験している者が少なからずいると推察される。

#### 〔予備試験制度についての検討〕

このような予備試験制度の現状については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされているところである。

法務省としては、まずは今般の法科大学院改革を文部科学省と十分に連携しつつ、しっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、文部科学省を始めとする関係機関の意見も聞きながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委 城井 崇 議員(国民)

司法法制部 作成

6問 予備試験合格資格による司法試験合格者が増えている理由について、法務副大臣に問う。

[実際の試験結果に基づく司法試験委員会の決定]

(委員御指摘のとおり,) 予備試験合格資格による司法試験合格者が増えているが(注1), 司法試験の合格者については、実際の試験結果に基づき、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかという観点から、司法試験委員の合議により適正に判定され、これに基づき司法試験委員会において適切に決定されるものと承知している。

したがって、御指摘の点も、あくまで、実際の試験結果に基づく司法試験委員会の決定によるものである。

[近年の状況について]

もっとも、近年の司法試験等に関する客観的な状況として、

- 予備試験の合格者数が、増加傾向にあること(注2)
- 予備試験合格資格による司法試験受験者の合格率が、法科大学院修了資格による受験者の合格率よりも高いこと(注3)

が見受けられ、これが予備試験合格資格による司法



試験合格者数の増加に結び付いていると見られるところである。」

(注1) 予備試験合格資格による司法試験合格者の推移

平成24年	58人
平成25年	120人
平成26年	163人
平成27年	186人
平成28年	235人
平成29年	290人
平成30年	336人

(注2) 予備試験合格者数の推移

平成23年	116人
平成24年	219人
平成25年	351人
平成26年	356人
平成27年	394人
平成28年	405人
平成29年	444人
平成30年	433人

(注3) 予備試験合格資格受験者と法科大学院修了資格受験者との合格率の比較

	予備試験合格資格	法科大学院修了資格
平成24年	68.24%	24.62%
平成25年	71.86%	25.77%
平成26年	66.80%	21.19%
平成27年	61.79%	21.57%
平成28年	61.52%	20.68%
平成29年	72.50%	22.51%
平成30年	77.60%	24.75%

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
城井 崇 議員(国民)

7問 予備試験合格資格により司法試験を受験し、  
法曹となった者の評価について、法務副大臣に  
問う。

[法曹として備えるべき能力を備えている]

(予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した者の法曹としての資質・能力等について、様々な見方があることは承知しているが、) 法務省としては、司法試験に合格し、さらに司法修習を経て法曹資格を取得した者については、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格したか、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格したかを問わず、法曹として備えるべき能力を身につけているものと考えている。

(法曹としての能力は、個々人の能力や資質のほか、業務形態や専門分野、実績、自己研鑽の努力等によって評価されるべきものであり、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した場合と、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格した場合とで、法曹としての能力や有り様を、総体として比較評価することは困難であると考えている。)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
城井 崇 議員(国民)

8問 予備試験の必要性について、法務副大臣に問う。

### [予備試験の必要性]

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で述べられているとおり、予備試験制度は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものと位置付けられており、現在においても、そのような法曹資格取得のための途を確保する必要があり、予備試験制度は必要であると考えている。

### [今後の検討]

もっとも、予備試験制度については、推進会議決定において、本来の制度趣旨に沿った機能を果たしているとされている一方、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとして、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべ



きことや、法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において必要な制度的措置を講ずることを検討するとされているところである。

法務省としては、まずは今般の法科大学院改革を文部科学省と十分に連携しつつ、しっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、また、文部科学省を始めとする関係機関の意見も聞きながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
城井 崇 議員(国民)

9問 予備試験の存在により、司法試験に合格する能力を有する者が司法試験受験から排除されているのではないか、法務副大臣に問う。

### [予備試験の意義]

現行の法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度においては、法科大学院を経由しない者は、司法試験を受験するための要件として、法科大学院修了者と同等の学識等を有することを確認するための予備試験に合格することを求めている。

このような予備試験の存在は、司法試験の受験を不当に制限したり排除したりするものではなく、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨を守りつつ、幅広い法曹資格取得のための途を確保しているものであり、御指摘は当たらないものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

更問1 予備試験があることで、本来司法試験に合格できる受験生が、司法試験合格者から排除されている（司法試験の合否判定で不利に扱われている）のではないか。

予備試験合格者は、法科大学院修了者と同様の能力及び資質を有していると判断されたものであり、司法試験考查委員の合議による判断に基づいて司法試験委員会が司法試験の合格者を決定するに当たり、法科大学院修了資格に基づく受験者と予備試験合格資格に基づく受験者とで異なった取扱いは行われていないものと承知している。」

更問2 予備試験は、その合格者数を不当に制限しすぎではないか。

(繰り返しになるが) 予備試験は、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであり、その判定に当たる予備試験考查委員の合議においても、その後の司法試験委員会の決定においても、実際の試験結果に基づいて適切に合格者の判定及び決定を行っているものと承知している。

したがって、不当に制限しているとの御指摘は当たらないものと考えている。」

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
城井 崇 議員(国民)

10問 予備試験に合格しても重ねて司法試験を受験しなければならず屋上屋を重ねる形となっているが、このような予備試験受験生の負担について、法務副大臣に問う。

### [予備試験の位置付け]

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するものである。

したがって、予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了したものと同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として実施され、法科大学院課程修了者との同等性を確認する試験と位置付けられる。

### [司法試験の位置付け]

他方で、司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とするものである。

したがって、予備試験と司法試験は、その目的や



位置付けを異にするものであり、予備試験を経由した者については、予備試験を通じて法科大学院修了者との同等性を確認された後に、司法試験を受験することは当然に予定されている。（したがって、予備試験と司法試験が屋上屋を重ねるという批判は当たらないものと理解している。）

### [結論]

仮に、法曹になろうとする者に、何らの条件や制約を付すことなく、広く司法試験の受験資格を認めるとすると、それは法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成を見直すものであり、司法試験による「点」の選抜を実施しようとするものにほかならないから、そのような制度見直しは相当でないと考えている。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委 城井 崇 議員(国民)

司法法制部 作成

城井 崇 議員(国民)

11問 法科大学院に在籍しながらプロセス養成を経ない学生の人数について、法務副大臣に問う。

[予備試験合格資格による司法試験合格者の状況等]

1 平成30年の司法試験最終合格者 1,525人のうち、予備試験合格資格による者が336人である。

このうち、司法試験の出願時である前年度の属性として、法科大学院在学中の者が106人、そのうち法科大学院2年次在学中の者が97人である。

2 また、平成29年の司法試験最終合格者 1,543人のうち、予備試験合格資格による者が290人である。

このうち、司法試験の出願時である前年度の属性として、法科大学院在学中の者が96人、そのうち法科大学院1年次在学中者が1人、2年次在学中の者が84人である。

[予備試験合格資格による司法試験合格を理由に法科大学院を中退した人数]

なお、文部科学省の調査によれば、予備試験合格資格に基づく司法試験合格を理由に法科大学院を中退した者は、平成29年度実績で75人(注)であると承知している。】

- (注) 文科省から各法科大学院に照会して実施した調査結果
- 予備試験合格を理由とした中退  
21人(平成29年度)
  - 司法試験合格(予備試験合格資格)を理由とした中退  
75人(平成29年度)

(参考) 平成29年予備試験合格者について

- ・最終合格者 444人
  - うち、予備試験出願時である前年度の属性で
  - 法科大学院在学中の者 109人
    - (うち、法科大学院1年在学中の者 4人)
    - 同2年在学中の者 104人
    - 同3年在学中の者 1人)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
4月26日(金) 衆・文科委 城井 崇 議員(国民)

12問 予備試験合格資格に基づき司法試験を受験した者の人数と、今後の政府の対応について、法務副大臣に問う。

[予備試験合格資格に基づく司法試験受験者的人数]

予備試験合格資格で司法試験を受験した者の数は、平成24年が85人、平成27年が301人、平成30年が433人となっている。

[今後の政府の対応]

予備試験制度の在り方については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、予備試験については、その受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされたところである。

法務省としては、まずは今般の法科大学院改革を文部科学省と十分に連携しつつ、また、文部科学省を始めとする関係機関の意見も聞きながら、しっかりと進めることが最優先であり、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
4月26日(金) 衆・文科委 城井 崇 議員(国民)

13問 国民民主党法案に対する法務省の考え方について、法務副大臣に問う。

[国民民主党法案の概要]

国民民主党が提出された「司法試験法等の一部を改正する等の法律案」は、

- ・司法試験の受験資格を法科大学院修了者と予備試験合格者に限定する制度等を廃止するなどの受験資格の制限等の廃止
  - ・司法試験に短答式及び論文式の筆記試験に加え、口述試験を設けるなどの司法試験の方法・試験科目の見直し
- などを内容としているものと承知している。

[「点」による選抜方法の問題点]

旧制度下における、司法試験という「点」による選抜の方法については、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、

- 「受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著」であるとか、
- 「学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」の



状況を招き、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている」などと問題が指摘されていた。

こうした状況下において、21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を輩出するために必要となる大幅な司法試験合格者数増を、その質を維持しつつ図ることは、「点」による選抜では困難を伴うことから、新たに法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度が導入されたものと理解しており、この認識は現在も変わっていないところである。

#### 〔対案についての法務省の考え方〕

国民民主党が提出された法案については、法科大学院の修了を司法試験の受験資格としないこととしていることから、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で多様な人材を法曹として養成するというプロセス養成の趣旨が維持されず、有為な人材が予測可能性が高い状況で安心して法曹を目指すことができなくなるおそれがあるものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

平成31年4月26日（金）  
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会  
対法務当局（法制部）

1問 法曹養成制度改革について、昨年7月の与党部会において、どのような指摘がされたのか、法務当局に問う。

[結論]

昨年7月に行われた、与党の法務・文部科学合同部会においては、出席した議員から、

- ① 多様かつ有為な人材確保に向けた制度改革として、地方の法学部や法科大学院にも配慮しつつ、法学部3年（法曹コース）在学後に法科大学院2年コースに進学できる制度（3プラス2）を創設し、その運用を標準化すること
- ② 法科大学院の全国的な定員規模の合理化として、法科大学院の定員につき、2,300人程度の現状規模の範囲内で、当面、制度的に管理し、予測可能性の高い養成制度を実現すること

といった内容と併せて、

- ③ これらの法科大学院改革を踏まえた司法試験の在り方の見直しとして、司法試験について、いわゆるギャップタームの解消（法科大学院在学中受験の実現）も含め、必要かつ速やかな見直しを行うこと

との改革の方向性が具体的に提案され、また、法科大学院を修了した者の法曹分野に限らない社会での活躍のために必要な環境整備への取り組みも示され、これらの点に関する意見交換が行われたが、この改革の方向性に大きな異論はなかつたと承知している。

平成 31 年 4 月 26 日（金）  
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会  
対法務当局（法制部）

2 問 与党の指摘を受けてから法案提出に至るまでの在学中受験資格導入に関する具体的な検討経過を、法務当局に問う。

（先ほど申し上げた）昨年 7 月の与党の法務・文部科学部会におけるご指摘を踏まえ、法務省においては、在学中受験資格を認める必要性・合理性や、それを実現する場合の具体的制度の在り方（注）等の様々な観点から、法科大学院に関する集中改革の取組を進める文部科学省と連携しつつ、鋭意検討を行ってきたところである。

その過程では、日本弁護士連合会や法科大学院協会からも意見・要望を聞きながら、文部科学省と連携して改正法案の具体的な立案作業を進め、在学中受験資格を導入することを含め、今般の改正法案の全体的な方向性を固めていったものである。

そして、与党における法案審査等を経た上で、今般の改正法案について、本年 3 月 12 日に閣議決定し、国会に提出したところである。

（注）例えば、試験科目を含む司法試験・予備試験の内容や、在学中受験資格の受験可能期間の起算点、司法修習との円滑な連携の点等

平成31年4月26日（金）  
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会  
対法務当局（法制部）

3問 在学中受験資格導入について、法務省は、検討の過程で、法科大学院協会及び日本弁護士連合会と意見交換を行ったとのことだが、その経緯や内容について、法務当局に問う。

法科大学院在学中受験資格の導入については、法務省として、（先ほど述べたとおり）法科大学院協会及び日本弁護士連合会と協議を行なってきたところである。

協議の過程においては、それぞれの団体内部においても検討が行なわれたところ、その結果、例えば、日弁連からは、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を堅持することが必要であるとして、それを確保するために、

- 在学中受験をせずに法科大学院を修了した者について、現在と同じ受験可能期間を確保すること
- 在学中受験による合格者は、法科大学院修了を司法修習生の採用要件とすること

等の制度上の具体的要望や、司法試験の実施時期、内容について検討するための会議体の設置の要望がされたところである。

これらの意見を踏まえ、法務省において、更なる制度設計の詳細を詰め、両団体と様々な形で意見交換を重ねるなどして、法案提出に向けた具体的準備を進めてきたところである。

（参考）法科大学院協会と日本弁護士連合会のスタンス  
[法科大学院協会]

- 法科大学院等の制度改革案について了承。
- 平成30年9月15日の臨時理事会において、在学中受験を認める制度変更への対応方針を確認。ポイントは以下のとおり。
  - ・ 今般の制度改正により、法科大学院を中核とする法曹養成制度の再構築を目指すとの方向性には、専門職大学院としての教育が維持されることを条件として、反対しないが、教育現場への深刻

な影響が危惧されることから、以下の対応を求める。

- ① 3年次の可能な限り遅い時期又は3年次夏休み期間中の司法試験実施
- ② 司法試験の内容を見直すための会議体の設置
- ③ ②の司法試験改革に伴う予備試験の内容見直しや受験資格制限
- ④ 多様な法曹を輩出するとの理念に沿った未修者への十分な配慮と各法科大学院の現状に合った制度運用を可能とすること
- 平成30年9月20日に上記①から④について、法務省、文部科学省に申入れ、同月25日付で会員校宛てに報告文書を送付
- 同年11月10日の定時総会において、上記9月15日の臨時理事会で決定された基本方針について承認。

#### [日本弁護士連合会]

- 10月24日の理事会において、「法科大学院在学中の司法試験受験を認める制度変更に関する基本的確認事項」を承認。ポイントは以下のとおり。
  - ・ 以下の点について十分な対応がなければ、容易に賛成することはできない。
  - ・ 以下の点について十分な対応がなければ、容易に賛成することはできない。

第1に、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度を堅持するとともに、公平性・開放性・多様性の理念が確保されるよう、以下の対応を求める。

- ① 制度上、在学中受験を例外的な位置付けとすること
- ② 在学中受験をせずに法科大学院を修了した者について、現在と同じ受験可能期間を確保すること
- ③ 在学中受験による合格者は、法科大学院修了を司法修習生採用の要件とすること
- ④ 法科大学院の充実した教育が損なわれぬよう、司法試験の実施時期に配慮すること

第2に、法科大学院関係者及び日弁連関係者を交えた会議体を設置し、以下について検討することを求める。

- ① 司法試験の実施時期、内容
- ② 予備試験の内容等

平成31年4月26日（金）  
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会  
対法務当局（法制部）

4問 在学中受験資格の導入について、審議会等で議論しなかった理由を、法務当局に問う。

今般の在学中受験資格の導入については、近年、法曹志望者の激減が喫緊の課題となっており、法曹志望者数の回復に向けて、迅速な対応の必要性が高かったことに加え、法務省としては、文部科学省と連携して、（平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で定めた）法科大学院の集中改革期間の最終年である平成30年度中に、文部科学省の進める法科大学院改革と合わせ、それを踏まえたパッケージの改革として、司法試験制度についても必要な見直しを行うことが必要と判断した。

このような理由で、法務省としては、文部科学省の法科大学院改革に関する検討に最大限協力しつつ、在学中受験資格の導入を含む司法試験制度の見直しの検討を鋭意進めてきたところであるが、時間的制約もあり、審議会等での議論を経ることなく、立案作業を進めてきたものである。

他方、検討の過程では（先ほど申し上げたとおり、）文部科学省はもちろん、法科大学院協会や日本弁護士連合会といった関係機関の意見を聴取し、その意見等を十分に踏まえた上で、具体的な立案作業を行ってきたところである。

平成31年4月26日（金）  
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会  
対法務当局（法制部）

5問 在学中受験資格を導入することの検討がまだ不十分ではないか、法務当局に問う。

[法科大学院在学中受験資格導入の趣旨・意義]

本法案においては、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提に、更なる時間的・経済的負担の軽減を図るため、法科大学院課程の修了を待たずして早期の司法試験受験を可能とする法科大学院在学中受験資格を、新たな司法試験受験資格として認めることとしている。

これにより、現行では法科大学院修了後に司法試験を受験し、合格した場合でも、司法修習開始まで約8か月間の無職の空白期間（ギャップターム）が生ずるが、この期間が短縮又は解消されることになることが見込まれ、在学中受験資格導入の意義は大きいものと認識。

[十分な検討に基づくものであること]

このような見直しは、昨年7月の与党の文科・法務合同部会において、法科大学院改革を前提として、法科大学院在学中受験の実現を含む司法試験制度の見直しを早期に行うべきとの指摘がされたことを受けて、法務省として、文部科学省と連携しつつ、制度設計に関する検討を進めてきたものである。

その過程においては、文部科学省による法科大学院改革に関する検討に協力しつつ、併せて、司法試験制度の見直しについて、文部科学省はもちろん、日本弁護士連合会や法科大

学院協会等と必要な意見交換を行うなどしながら、制度見直しの是非やその方向性を決めるための検討を行った上で、具体的な制度設計の詳細を詰めてきたところである。

したがって、法科大学院在学中受験資格を導入することの検討が不十分との御指摘は当たらないものと考える。

#### [結論－文科省と連携して対応]

いずれにしても、今後も、今般の制度改革の着実な実施に向けて、文部科学省とも十分に連携を図り、関係者の意見にもしっかりと耳を傾けてまいりたい。

平成31年4月26日（金）  
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会  
対法務当局（法制部）

6問 ギャップタームを解消する意義について、法務当局に問う。

#### [現行制度]

現行制度においては、法科大学院修了資格の場合、3月に法科大学院を修了した者が、5月に司法試験を受験し、その合格を経て11月末に司法修習を開始するまでに、最短でも約8か月間の無職の空白期間（いわゆるギャップターム）が一律に生じているところである（注）。

（注）現在においては、司法修習は、法科大学院修了後8か月後の毎年11月末に開始し、翌年12月中旬に終了している。

#### [ギャップタームの問題点]

このギャップタームについては、法科大学院修了後、最短でも約8か月もの無職の期間を学生に課すもので、学生に対して心理的な不安感を強いる上に、時間的・経済的にも負担を課すものである等の問題が指摘されている。

#### [ギャップターム解消の意義]

したがって、このような空白期間が解消された場合には、学生に対する不安感を解消し、時間的・経済的負担の軽減を図ることができるとの利点が生じると考えられる。

平成31年4月26日（金）  
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会  
対法務当局（法制部）

7問 ギャップターム解消のために司法試験及び司法修習の時期を変更すれば、法科大学院修了者にとってはギャップタームがかえって長くなるのではないか、法務当局に問う。

[修了資格者について負担が増加するのは不可避]

現時点で、今回の法案を踏まえた司法試験の実施時期や司法修習の開始時期がどうなるかは決まっていないが、仮に、司法修習の開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、法科大学院修了後あるいは予備試験合格後に司法試験を受験して合格した者にとっては、現行制度との比較において、法科大学院課程の修了から司法修習開始までの期間が3～4か月程度長くなる結果になること（注1, 2）は確かである。

しかしながら、この点については、法科大学院在学中受験資格を導入し、法曹志望者の時間的・経済的負担を最大限軽減することによって不可避的に生じるものであり、これには制度設計としての合理性があると考えている。

（司法修習開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、司法修習修了後の法曹資格の取得時期が、年度初めの社会における就職動向にも合致することにもなる。）

[結論－負担軽減に向けた必要な取組を進める]

いずれにしても、法改正が実現した後の司法試験の実施時期、司法修習の開始時期を含む新たな法曹養成制度の運用については、文部科学省、最高裁判所など関係機関と十分に協議して対応してまいりたい。

- (注1) 法科大学院課程を3月に修了後、現在は、その年の11月末に司法修習が開始しているが、仮定した場合では、翌年の3～4月頃に司法修習が開始することになる。
- (注2) 改正法に基づき、法学部を3年で早期卒業した場合や法科大学院に飛び入学した場合は、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した場合でも、現行（法学部4年、法科大学院2年、11月末の司法修習開始）より、法学部入学から司法修習開始までの期間は、8か月程度短くなる。

平成31年4月26日（金）  
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会  
対法務当局（法制部）

8問 在学中受験資格を導入することにより、プロセスによる法曹養成の理念が崩れるのではないか、法務当局に問う。

[在学中受験資格の要件]

- ・ 今回の法案では、法科大学院教育の充実（注1）を前提として、法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減を図るため、法科大学院在学中の者であって、
  - 所定科目単位を修得し（注2）、かつ、
  - 1年以内に法科大学院課程の修了見込みがあるとして、当該大学の学長の認定を受けた者

に、新たに、司法試験受験資格を付与することとしている。

このように、在学中受験資格を取得するためには、少なくとも1年以上法科大学院課程に在籍し、かつ、厳格な成績評価がされることを前提に、司法試験の受験に必要な所定科目単位を修得することが必要となるのであり、法科大学院教育を着実に履修した者のみが在学中受験をすることができるようになるものと理解している。

[法科大学院修了が司法修習生の採用要件]

- ・ 加えて、在学中受験資格で司法試験を受験し合格した者が、司法修習生として採用されるためには、法科大学院課程の修了を要件としている。

[プロセスによる法曹養成の理念を堅持]

- ・ このように、今回の法案では、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持しつつ、法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減を図り、有為な法曹人材の

確保を推進しようとするものであるから、プロセスとしての法曹養成制度の理念を崩すものではないと考えている。

(注1) 法科大学院において、法曹となろうとする者に必要な学識等を涵養するための教育を段階的・体系的に実施すべきことを規定し、成績評価や修了認定の基準等を法科大学院に義務付けるなど。

(注2) 『所定科目単位の修得』の具体的な内容は、法務省令で規定することとなっており、法律基本科目や選択科目相当科目として開講されている科目等について一定の科目及び単位数を定めることを検討している。

平成31年4月26日（金）  
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会  
対法務当局（法制部）

9問 今回導入する法科大学院の定員管理について、法務大臣に期待される役割を、法務当局に問う。

今般の改正法案では、法科大学院の収容定員の総数を始めとする法曹の養成に関する事項について、法務大臣と文部科学大臣が相互に協議を求めることができるとの規定が設けられており、法科大学院の定員管理については、この規定に基づいて、法務大臣と文部科学大臣が協議した結果を踏まえ、文部科学大臣が法科大学院の学生の収容定員の上限を画する定員管理を行うことを予定している。

この法科大学院の定員管理によって、法科大学院の入学希望者にとって、予測可能性の高い安定した法曹養成制度を実現しようとするものであるが、法務大臣は、法曹養成制度全般を所管し、法曹が活躍するフィールドと密接な関係にある立場から、法曹需要の状況等の法科大学院の定員規模に影響を及ぼし得る事項を最もよく知り得る立場にある。

そこで、法務大臣には、主に、法曹需要の状況等の観点から、法科大学院の定員管理に関与することが期待されていると理解している。

（参考条文）

改正後法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律  
第13条

1～3（略）

4 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聴くことができる。